

第 1 章

基本事項

1 新型コロナウイルス感染症について

本報告書における新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年に中国武漢市で発見された「SARS-CoV-2」をいう。

2 対象期間

本報告書で取り扱う取組等の対象期間は、厚生労働省から、令和元年12月に中国武漢市で集団発生した原因不明の肺炎に係る注意喚起が通知された令和2年1月6日から、国の新型コロナウイルス感染症対策本部廃止前の令和5年5月7日までとする。

なお、令和5年5月8日以降も継続している取組は、本報告書作成時点（令和7年3月）の状況で、可能な範囲で終了時期を記載することとしている。

3 対象範囲

本報告書で取り扱う取組等の対象範囲は、特措法が、「国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を目的としていることを踏まえ、特措法に関連する取組を幅広く対象とする。

4 整理方法

新型コロナ対応の経験を、次の感染症危機に生かせるよう、本市の新型コロナ対応の整理に当たっては、特措法に基づき、感染症発生時の対策の内容を示す「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）との関係性に配慮しながら、体系的に整理する。

5 感染拡大の波、特措法に基づく措置の定義

本報告書における本市の感染拡大の波は、埼玉県衛生研究所が公表しているデータを参考に、「（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波の定義」のとおり定義する。

また、特措法等に基づき講じられた措置については「（2）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置の定義」のとおり定義する。

なお、本報告書において使用する新規陽性者数は、公表日ベースでの数字を用いている。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波の定義

波	波の定義	ピーク時の 新規陽性者数	期 間
県内 発生前	県内初の感染者が確認されるまでの期間	—	令和2年1月6日 ～令和2年1月31日
第1波	令和2年4月7日をピークとする波	5人	令和2年2月1日 ～令和2年6月9日
第2波	令和2年8月6日他をピークとする波	5人	令和2年6月10日 ～令和2年9月13日
第3波	令和3年1月22日をピークとする波	36人	令和2年9月14日 ～令和3年2月22日
第4波	令和3年4月22日をピークとする波 (アルファ株)	23人	令和3年2月23日 ～令和3年6月10日
第5波	令和3年8月26日をピークとする波 (デルタ株)	102人	令和3年6月11日 ～令和3年12月14日
第6波	令和4年1月31日をピークとする波 (オミクロン株)	318人	令和3年12月15日 ～令和4年6月5日
第7波	令和4年8月11日をピークとする波 (オミクロン株)	891人	令和4年6月6日 ～令和4年10月7日
第8波	令和4年12月21日をピークとする波 (オミクロン株)	415人※	令和4年10月8日 ～令和5年5月7日

※新規陽性者数は、令和4年9月26日公表分までは市内在住者の数で集計していたが、令和4年9月27日公表分からは、全数届出の見直しにより、市内医療機関で確認された数に変更された。

(参考) 新型コロナウイルスの懸念される変異株 (VOC)

※厚生労働省アドバイザリーボード資料より

WHO ラベル	最初の検出	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)
アルファ株	2020年9月 英国	1.32倍と推定※ (5～7割程度高い可能性)	1.4倍 (40-64歳 1.66倍) と推定※ (入院・死亡リスクが高い可能性)
デルタ株	2020年10月 インド	高い可能性 (アルファ株の1.5倍高い可能性)	入院リスクが高い可能性 (アルファ株比)
オミクロン株	2021年11月 南アフリカ等	高い可能性 (デルタ株比)	入院リスク、重症化リスクが低い可能性 (デルタ株比)

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置の定義

【緊急事態宣言】特措法第 32 条の規定により、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生した旨等の公示

【まん延防止等重点措置】特措法第 31 条の 6 の規定により、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態の公示がされた時から、事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体が特措法の規定により実施する措置（令和 3 年 2 月の特措法改正で創設）

波	ピーク時の 新規陽性者数 ※カッコ内は ピーク日	新型インフルエンザ等 対策特別措置法に基づ く措置等	措置期間
県内発生前 R2. 1. 6～R2. 1. 31	—		
第 1 波 R2. 2. 1～R2. 6. 9	5 人 (R2. 4. 7)	緊急事態宣言（1 回目）	R2. 4. 7～R2. 5. 25
第 2 波 R2. 6. 10～R2. 9. 13	5 人 (R2. 8. 6)		
第 3 波 R2. 9. 14～R3. 2. 22	36 人 (R3. 1. 22)	緊急事態宣言（2 回目）	R3. 1. 8～R3. 3. 21
第 4 波 (アルファ株) R3. 2. 23～R3. 6. 10	23 人 (R3. 4. 22)	まん延防止等重点措置 （1 回目）	R3. 4. 20～R3. 8. 1 うち川越市指定期間 R3. 4. 28～R3. 6. 20 R3. 7. 20～R3. 8. 1
第 5 波 (デルタ株) R3. 6. 11～R3. 12. 14	102 人 (R3. 8. 26)	緊急事態宣言（3 回目）	R3. 8. 2～R3. 9. 30
第 6 波 (オミクロン株) R3. 12. 15～R4. 6. 5	318 人 (R4. 1. 31)	まん延防止等重点措置 （2 回目）	R4. 1. 21～R4. 3. 21
第 7 波 (オミクロン株) R4. 6. 6～R4. 10. 7	891 人 (R4. 8. 11)	B A. 5 対策強化宣言	R4. 8. 4～R4. 9. 30
第 8 波 (オミクロン株) R4. 10. 8～R5. 5. 7	415 人※ (R4. 12. 21)		

※新規陽性者数は、令和 4 年 9 月 26 日公表分までは市内在住者の数で集計していたが、令和 4 年 9 月 27 日公表分からは、全数届出の見直しにより、市内医療機関で確認された数に変更された。